

＜参考②＞：各部局での人材開発の取組例

◎ 企画財政部

ICTを活用した業務の効率化を目的として、平成29年6月に「ICT研修実施方針」を策定し、全職員を対象にMicrosoft Office アプリケーションの操作・活用に係る研修を実施している。また、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）によるICT専門、情報セキュリティ、個人情報保護に関するeラーニング研修も実施している。

情報化を担当する職員に対しては、平成22年3月に策定した「高度IT人材育成方針」に基づき、情報セキュリティ、ネットワーク、システム調達等に関する専門研修を実施している。この他、情報システム課の職員を長期民間研修に派遣するほか、AI・IoT・ビッグデータ活用に関する研修に情報システムを運用する部門の職員を派遣するなど、職員のICT、AI・IoTなどに関する知識の習得を図っている。

◎ 総務部税務局

税務局では、ベテラン職員の大量退職や新規採用職員の増加に伴い、税務行政を担う人材の育成を計画的に行う必要があることから、平成28年3月に「税務局人材育成指針」を策定した。

同指針に基づき、年度ごとに税務職員研修実施要綱を策定し、新任税務職員研修、管理監督者研修、徴収担当及び税目担当ごとの専門研修を実施するほか、自治大学校が主催する長期宿泊研修に税務局職員を参加させている。

また、市町村との人事交流や徴税マイスターなど専門性の高い職員によるノウハウの伝授によるOJTを人材育成の柱として積極的に実施し、税務行政を担う人材育成に取り組んでいる。

◎ 県民生活部

「広聴広報実施方針」に基づき、効果的な広聴広報を実施するために、広報研修や広報コンクールを開催している。

広報研修は、広報監や広聴広報主幹、担当者を対象とし、広報業界などの経験豊かな外部講師を招き、広報の先進的事例、具体的な広報技術を学ぶ機会としている。

また、広報コンクールは、優れた広報を評価し、全庁にフィードバックする

ことにより、広報力向上を図っている。

さらに、職員の広報力強化のため、広聴広報課職員を広報セミナー等へ派遣している。

◎ 危機管理防災部

危機管理防災部の本庁各課や災害発生時に支部となる地域機関に新たに着任した職員に対して、災害発生時の初動対応や、平常時の危機管理体制など、危機管理防災部の業務について研修を行い、危機事案や災害が発生した際に迅速に対応できるようにしている。

また、県職員が非常時に迅速に活動できるよう、初動対応訓練や業務継続計画に係る訓練などを実施している。

◎ 環境部

今後の環境行政を担う職員を育成するために、環境部に配属された新規採用職員を対象に、部の業務全体を広く学ぶことのできる「環境ルーキー・チアアッププログラム」を実施している。

◎ 福祉部

県・市福祉事務所生活保護事務担当者を対象に、生活保護業務の適正実施を図るため、必要とされる知識及び技能の習得を目的として研修会等を実施している。

生活保護業務の遂行に必要な福祉や社会保険の制度は毎年のように変更が行われ、また、申請件数の急増により一層の効率的な事務処理が求められている状況下であり、これらの研修の実施によって担当者の資質向上につなげている。

◎ 保健医療部

平成18年3月に策定し随時改定している「保健師人材育成プログラム」において、分野別・レベル別に求められる能力をキャリアラダーとして提示することにより、OJTと体系的な研修の充実を図り、保健師人材の育成を推進している。

平成28年3月には、目的意識の明確化や一層の意欲向上を図ることでより効果的な人材育成を推進するため、「埼玉県職員（保健師）の基本的なキャリアパスの考え方」を策定し、各職位において必要とされる能力を積み上げるため

の道筋を可視化した。

また、地域医療構想の推進や国民健康保険制度の広域化など、保健医療政策の推進において増大する都道府県の役割を確実に遂行するため、平成30年11月、「専門分野人材育成方針」に「保健医療政策人材」を新設し、保健医療関係者との確にコミュニケーションを取れる知識と調整力を有する人材の育成を図っている。

◎ 産業労働部

高等技術専門校の職業訓練指導員の育成に当たっては、専門分野の指導と就職指導・生活指導の能力向上を図るため、日常業務（OJT）や職業能力開発総合大学校・企業等への派遣研修（Off-JT）、本庁との人事交流などを通じて人材開発を実施している。

◎ 農林部

普及指導員の資質向上のため、「埼玉県普及指導員等研修要領」に基づく各階層別研修（新任期、中堅期、管理期）を実施するとともに、国等への派遣研修を計画的に実施している。

また、農業施策の企画・立案、執行能力を養成するため、職位に合わせた派遣研修（農林水産省、政策研究大学院大学）を実施している。

◎ 県土整備部

土木技術職員（他部局の職員を含む）の技術力向上を図るため、職位に応じた階層別研修や技術力養成研修（測量、設計、施工管理等）、国土交通大学校、（一財）全国建設研修センターへの派遣研修などを計画的に実施している。

また、民間企業経験者を講師として、民間で培った技術、経験、ノウハウを講義させる「技術研修会」などを開催し、技術力の向上に努めている。

さらに、県内の土木系学部を有する大学との連携により、職員を大学に派遣し、講義を行わせるなかで、担当する業務に関する知識のレベルアップを図るとともに、プレゼンテーション能力の向上を図っている。

◎ 都市整備部

建築技術職員（他部局の職員を含む）が、建築技術の進歩に的確に対応し、技術力の向上を図るため、平成25年度に「建築技術職員研修実施要領」を策定した。建築技術を体系的に学習するため、建築法規、構造、施工、計画及び

環境・設備の5分野の研修を実施するとともに、一級建築士などの資格取得も支援している。

また、設備技術職員（他部局の職員を含む）についても、技術力向上と技術継承を図るため、研修体系を策定し、職位に合わせた階層別研修や技術力養成研修（設計、製図、施工管理等）などを平成27年度から実施している。

◎ 出納

出納では、職員の財務事務処理能力の向上により県全体の適正な財務会計事務を確保するため、①会計実地検査、②財務研修、③相談業務などを行っている。

①会計実地検査については、検査員としての資質向上を図るため、検査員研修及び検査員連絡調整会議を行っている。さらに、財務会計事務に精通した職員の育成のため、他部局の職員を会計実地検査に補助員として参加させる会計実地検査同行研修を行っている。

②財務研修については、庁内各所属の財務会計事務を担当する職員を対象として、職員の知識レベル、職位及び職務に応じ、経理員・出納員向けの「会計職員研修」、財務の基本事項を学ぶ「基本事項研修」、実務を中心に財務事務を分野別に学ぶ「財務研修」、オーダーメイドによる「実践・実務研修」の4種類の研修を行っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、これらの研修に関し、集合研修を一部縮小し、自主研修として代替することとした。また、自主研修が充実するよう、従前の研修資料に加え、ポイント解説を公開する等の工夫を行った。さらに、自主学習のため、問題集やeラーニング等の教材を整備している。

③相談業務については、出納職員を対象として、研修等の受講などにより能力の向上を図るとともに、令和元年度から、AI財務相談を導入し、職員がいつでもどこでも財務を学習できるようにした。

◎ 企業局

独自の「人材開発計画（平成29年度～平成33年度）」を策定するとともに、毎年度「研修計画」を作成し、「高い意欲と使命感で職務を遂行するプロフェッショナルな職員」の育成のため、局主催研修の実施や外部主催研修への参加、技術継承の仕組みづくり、自己啓発の促進、海外での技術支援への派遣等により、積極的に職員の能力開発に取り組んでいる。

◎ 下水道局

専門的知識・技術はもちろん、広い視野と経営感覚を持ち合わせた職員を計画的に育成するため、令和2年2月に「下水道局人材開発計画」を策定した。この計画に基づき、計画的・体系的な研修の実施などに取り組み、下水道局職員全体のレベルアップと、今後の下水道事業の核となる職員の育成に努めている。

◎ 議会事務局

議会事務局に新たに着任した職員に対し、「埼玉県議会事務局新任職員研修会実施要領」に基づき、議会事務局職員としての心構え及び各課・室の事務などについて研修を行うことにより、議会事務局の業務全般を理解し、着任当初においても支障なく議員への補佐業務を務めるのに必要な基礎的知識の習得を図る。

◎ 監査事務局

毎年度「監査事務局職員研修実施要領」を定め、新たに着任した職員に対し監査制度や財務会計等実務に係る基礎研修を実施する。

また、監査業務に係る視野を広げるとともに監査実務能力の向上を図るため、監査委員または外部講師による専門研修を実施するほか、会計検査院が主催する「地方自治体監査職員事務講習会」をはじめ各種の外部研修会に職員を派遣し、監査技法の習得を促進する。

◎ 人事委員会事務局

業務で必要とされる知識の習得や実務能力の向上を図るため、職種別民間給与実態調査研修会や職員相談員研修会を実施している。

◎ 労働委員会事務局

労使紛争の早期解決に必要な職員の専門性を確保するため、中央労働委員会研修や民間主催の労働法学会等々の専門的な外部研修に派遣している。

また、最近の労使紛争事件に関する判例等について職員が持ち回りで研究発表する「判例・事例研究会」を毎月実施し、職員の専門的知識の習得と能力向上に取り組んでいる。

こうした能力開発に努めた上で、紛争事件の審査や調整の進め方等について、弁護士、学者、労働組合幹部、経営者である労働委員会委員と直接議論する場面を増やし、実践力も身に付くようにしている。